

議会活性化特別委員会会議録

- 1 日 時 平成30年2月20日(火)
会議時間 13時03分開会 14時33分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 原 紀夫
副委員長 : 桜井崇裕
委 員 : 北村光明、高橋政悦、佐藤幸一(遅刻13:11~)、安田 薫
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 : 宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
(1) 議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期、政務活動費の導入について
(2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長(原紀夫)：皆さん大変ご苦労様です。議会活性化特別委員会を開会する。11月28日、12月19日、1月30日の3回にわたり議員定数と議員報酬について意見を伺った。前回の委員会では総務省で設置されている「町村議会のあり方に関する研究会」の報告が3月に予定されていて、その取り扱いをめぐりこのまま調査を継続するか、また3月まで他項目の調査を行うかと議論になり、各委員が次の委員会までしっかりと勉強してからどう進めるのか協議することになった。今日はこのことを受け、議長、事務局長も心配し、今後こういう方向で進めたらいいのではという助言もいただいたので、その文章を配付してから進めたいと思う。若干時間を取るのを目を通してほしい。

(資料黙読)

配付資料の①に記しているのは、前回は意見として出て議長からも助言をいただいたが、3月に出ると言われている「町村議会のあり方に関する研究会」報告書だが、出てすぐに全国津々浦々周知され改正するというような軽いものではないと認識している。じっくり目を通した中でそんな気がしている。来年はうちの選挙のみならず、4月に統一地方選挙もある。それまでに制度が変わることはないという気がしている。従って、今までいろいろな議論をしたが、資料の②から④について、1項目ずつ委員の考えていることを、理解を十分にしているのかどうか、この辺について尋ねていこうと思う。

②には、議会の使命や議員の職責について重要な政策の決定、行財政運営の批判と監視をするのが議会の仕事と書いてある。執行機関と違い執行する立場になく、予算提案権もないが、監視機能をしっかり働かせ、町民のためになる議会にしていくのが本来の議会の立場だと思う。②について、順次発言があれば求めたい。

北村委員：私は議員として1期目で3年経ったが、この間に自分なりに勉強したことでいけば、地方自治は二元代表制で行われるという話を聞かされ、二元代表制というのはどういうことなのかを自分なりに勉強してきた。その中で言えば、確かに議員の役割に執行側の監視機能やチェック機能だという認識を持っていたが、それだけでは不十分ではないかと最近感じている。もっと言うと、国の政治が三権分立の仕組みでできていることで考えれば、地方議会において議会は立法府であり、その性格をより強く持っているのではないかと。町民の意向や実態を踏まえた中で政策立案、町の進むべき道を考え決めていく。その決まったものを執行機関に執行していただく。そういうかたちでの二元代表制の道を目指すべきではないかと最近感じている。我が町だけではなく、地方議会で与党議員や野党議員という言い方をされることがあるが、地方議会そのものが野党も与党もないという状況ではないか。議会が一致協力し物事を決めていくことに主力を置いていくべきではないかと思っている。

委員長：議会の使命を受け議員が行っている職責等々を見て、清水町議会が今まで進めてきていることについて物足りなさを感じるなどそういうことはないのか。

北村委員：私が議員になる時に自分なりの思いがあり、議員になったら議会での活動を何らかのかたちで町民の中にアナウンスする、伝えていく場を持ちながら意見をいただく。例えば講演会や議会報告会などそういうものを出す。議会においては単に執行側の提案があったことに関し賛成・反対を言うだけの議員で終わらないようにしたい。1年生なので勉強も含め一般質問は必ずやると決めた。過去の議会活動を見ていた時、かつての先輩に聞いたところ、議会でほとんど発言しない人もいる。質疑程度はあるかもしれないが、そういうことでいいのかという話をしたら、それでいいという議員もいたので、その時はただの町民だったが、そんなものかと思ったこともある。そういう意味合いでいくとそれは不満だと思っている。

安田委員：長年やってきて私は選挙で選ばれている。選挙で選んでくれた人の意見を十二分に聞いたり、相談事を聞いたりしながら行政に対し話や相談を基本にやってきた。議員の皆さんで合意して政策立案機能などかは今まであまりなかった気がする。議員というと個人になるし、議会といたら皆の合意になる。今までは意見書をつくる際には議員の皆さんで合致して出してきたが、議員総体で一般的な議案立案などはなかった気がする。今後そういう問題が出てきた時にクリアしていかなければいけないと思う。あと、先ほど北村委員の意見でもあったが、人数がたくさんいた時はそれなりに専門的というか農村議員は農業のことだけという狭い分野もあったが、定数が少なくなり広範囲

でやるようになってきたら、兼職では大変だということが最近は出てきている。仕事を持っている人は大変かと思う。

委員長：議員の職責については長い経験から十分認識していると、今伺った中でそういう受け止めをしている。

桜井委員：今一人の議員として、議員の使命・職責についてどう思っているかということだが、私も北村委員と一緒に1年生議員で、議員になった時に冒頭事務局から議会とはこういうものだ、議員とはこういうものだ勉強している。議員必携などを見て、議員というものを勉強したいと思っている。町民に対しては、私が議員になろうとした時に自分は何をやりたい、こうだと訴えたものがある。それが基本になっていると思う。

委員長：新人議員として自分なりに自分の示したものについて、しっかり対応するよう努力しているという話があった。

高橋委員：よくできていないからこういうことを書かれるのだろうが、こういう決まっていることを議会活性化特別委員会の中で議論するのはおかしくないか。よくできていないからもう1回よく読んで、もう1回検討してほしいという話なのか。そういう感じにしか取れない。②、③、④もこの委員会で議論する話ではないと思うし、失礼にあたるのではないかという気がする。私はこれ以上何も言わないが、このことに関しては議論には参加しない。

佐藤委員：議会の使命については、自分で立候補して皆さんの声を議会に取り上げる、町に取り上げるという意気込みで立候補した。議会の使命などには当てはまらないかもしれないが、自分のやるべき道は何かということで、皆さんの声を吸い上げて議会に提案するのが議員の職責ではないかと考えている。

委員長：過去3回議論してもなかなか前進しない。委員長という立場なので、いかに前進させていくかについて私自身非常に悩んでいたところである。過去3回の中で委員の皆さんの考え方を聞いたが、③の議員報酬とはどういうものかについて、理解してもらわなければならない。私も勉強不足で我々議会議員は議員報酬と言っているが、国会議員は歳費と別な言い方をしている。議員報酬は歳費と違い生活給ではないと言われている。今回新たに出てくる「町村議会のあり方に関する研究会」の報告書における制度改正案の中では、集中専門型の議会においては少数制の常勤議員にして生活給を保障する程度に増額する案が多分出てくると思う。逆に非常勤議員の場合は数も多いわけなので生活給の保障はないが、議会運営等々については、通年の会期で夜や休みに行くことを基本にしているなど、いろいろなことが3月の中で出てくると思う。従って、これだけ幅広く意見の違うものが出た時に、そう簡単に全国に散りばめて、わかりましたとはならないと理解をしている。この委員会だけの話ではなく、全議員に周知をしてなおかつ町民にも周知をして納得してもらわない限り先には進まない。私は長々と特別委員会を引き伸ばすのではなく、早めに決めたいということがあり、皆さんに提案していることを理解してほしい。

議員報酬について、佐藤委員が倍出したらよいとよく言われるが、先ほど言ったように生活ができないから生活給を含めて倍くださいという話か。国会議員なら歳費であるから別だが、その辺の理解は佐藤委員どうか。

佐藤委員：資料の③を見ると、議員報酬は生活給ではないということを謳っているのだから、私の考えはまるっきり間違ったと思う。生活が成り立って議員活動もやるというのが私の考えだったので、今の基本給では生活できないので倍でもいいのではと提案したつもり。議員報酬は生活給ではないということなので、私の意見は撤回させてもらう。

委員長：浦幌町議会は議会報告会を開いて、うちの委員会が議論しているようなことについて、北海道一に額を上げたほうがいい、食べていける額ではないという意見が出て、それらを含めて概ね引き上げていいと賛同されたと出ていた。町民も含めてどなたも国会議員と地方議会議員の歳費と報酬の関係について深く考えている状況ではないので、こういう話になっていると思う。

北村委員：議員歳費や報酬というように、国会議員と地方自治体の議員とは性格が違うと思うが、それを職業としてほかに仕事を持たなく、議員に専念するということができれば、生活給とは言わないと僕は理解する。確かに地方議会の報酬だけでは生活できないのが現実だと思う。そのことをわかった上で地方自治法における地方議会の制度ができているのは私は感じている。議員の使命について地方自治法に書いていない。議会の使命は書いているが、そこを勘違いしないでいく必要があるのではないかと思う。

委員長：ほかに関連して意見はあるか。なければ④に移る。本町では定数割れはないが、なぜ議員のなり手不足が生じていると感じるのか。原因を議論する必要があるのではないかということだが、議会

議員というのは町村に絶対に必要なものだという理解を議員の皆さんしているのか。どこの市町村でも議会議員はいるので、単純なものの言い方になるが、絶対に必要なものだという理解を皆さんしていると理解していいか。

桜井委員：議員報酬については、十勝標準などいろいろ見てもやっぱり対価。議員として何かやったことの対価である計算をしている。鹿追で講演を受けた時も対価だという声も受けている。町議会議員は任期が4年で、4年に1回選挙をしなければならないので、その報酬という意味では4年に1回の選挙というものも考えなければいけないと思う。

委員長：今の制度そのものは必要だし、議員も絶対に必要だという認識か。

桜井委員：議員については必要だと思うから自分も手を挙げて議員になっているので、それは必要だと思う。

委員長：議員の仕事に魅力がないのかという問いかけだが、更に取り組みべきことがあるのか、今までのやり方で十分だと思うのかとなるかどうか。魅力を感じているか。

北村委員：感情を抜きに考えると魅力を感じている。自分が勉強したり考えたことが発言や一般質問などでほかの人に伝わったり、町全体の動きや町政のことに影響を与えられたと感じた時は、やっていることに意味がないわけではないと思う。ただ、日常的に次もやるかやらないかという話も含めて言うと、精神的にタフでないといこの仕事を続けるのはなかなか困難な部分があると感じている。

佐藤委員：魅力を感じている。本会議等々、一般質問をほとんどやっていて、一般質問の内容を見て町民が私と同じことを考えている、私の思っていることをやってくれたなど、町を歩いていても言われることがある。議員の仕事は町民の声を吸い上げ、議会に反映していかなければいけないという魅力がある。

安田委員：議員になる前となつてからの差があつたにしても長年やってきて、僕の場合は400票で選ばれたので400人だけではなく、清水町全体の町民のために頑張る。古い話では、所管事務調査や道外研修などいろいろなところで自分も向上しながら、議会の皆さんと委員会調査をしてきた。私の場合は、町議会議員と言いながらも帯広市議や道議と一緒に活動することも結構あつたので、そういう面ではもっと地方以外のいろいろな意見が聞いたりしてきたので、それが町民にももしっかり見られているような行動は取ってきたつもり。

委員長：現在の定数では立候補しづらいと思っているのかとなるかどうか。13人の定数では立候補しづらいとなるのか。

桜井委員：13名の定数で私は新人として立候補した。今回3人が立候補したので、全然問題ないと思う。

北村委員：難しいと感じているのは、3年間やってきて自分が思ったほど議員としての活動の成果が得られたかという点とあまり得られていない。自分自身の努力不足もあるかもしれないが、そうではない要素もあると感じている。清水町において議員のなり手不足があるかどうかでいくと、僕はあまり感じていない。むしろずっと選挙が続いている。もっと立候補者数が多く、選挙があってもいいのではないかと思う。1名ぐらい落ちるレベルではなく、2、3名落ちるぐらいの選挙でもいいと思う。

佐藤委員：定数について清水町の人口から考えると、13名ぐらいは必要ではないかと思う。清水町全方位から町民の皆さんの声を吸い上げるためには13名の定員が必要ではないかという気がする。

桜井委員：そもそも2つの常任委員会があり、それに広報聴常任委員会を新たにプラスして、両方にダブるようなかたちで出しており、最初に議員定数については13人と決めているので、これ以上定数を減らすということについては議論の余地はないのではないかと。

安田委員：私は13名では300票を取る400票取るようになり、立候補はしにくくなると思う。本来であつたら、もう少し幅広く各地域で出てくれるような定数のほうがよかったと思うが、13名でなんとか置いていってほしいと思う。15年くらい前から見たら、もっとたくさんの定数があり、議員報酬も総体的にはもう少し高かった。全体的に議会費が削られたのが問題だと思う。それは痛感している。もう少し町全体から候補が出てくるのであればと思う。13人は出づらいい気がする。

委員長：報酬額について不足だと思っているか、まだまだ増やさないと考えているかとなるかどうか。

佐藤委員：若い人が生活しながら、子育てしながら議会運営をすることになったときには足りない気がする。

委員長：佐藤委員は2倍にとってきたが、2倍にした時に私のような年寄りはそのままだと置いて、若い人だけ2倍にするのか、その辺についてはどういう考えでいるのか。

佐藤委員：一定にしてほしい。皆さん同じ報酬でやってほしい。

安田委員：資料の③に議員報酬は生活給ではないと書いてあるので、これが引つかかっている。まるっきり生活給がない人に議員をやってほしいと言ったら、20万円では絶対に無理。それをどう考えればいいのか困っている。

桜井委員：今の町財政がどうなのかという意見が結構議員の中で出ているし、今までのいろいろな財政的に大変だった部分のツケが回ってきているような考え方をしている。いろいろな箱物もやらなければいけない。そういった中で議員報酬を倍にという議論にはならないと思っている。その中でどうしたらいいかということだと考えている。

委員長：報酬額を上げれば若い人が立候補するのか。佐藤委員がよく若い人と言われている分について、佐藤委員は若い人からそう言われたりしているのか。

佐藤委員：いない。

委員長：いないけど思いとして若い人に出てもらうためには、報酬を倍に上げる、1、2割上げるということを発表しているのか。

佐藤委員：そう。

委員長：若い人を入れるために報酬をどんと上げたが、若い人がゼロだったところがある。私は上げたからといって人が集まらないと思っているタイプだが、その辺についてはどうか。清水町については上げたなら立候補する人がいそうだというのがあるのか。

桜井委員：町民感情から言えば、議員報酬を上げるなら定数を減らせと、そういう考え方もあると思う。町民から見た時に、何をやっているのだという考え方もあると思うので、そこら辺も考えなければいけない。若い人が報酬を上げただけで出られるかについては、仕事が終わってから夜間議会をするなど、いろいろな対策をしているところもあるので、一概に報酬だけが前にあるというのは疑問。

北村委員：確かに自分に置き換えて考えてみると、若い時、現役時代に議員にならないかという話がなかったわけではない。とてもでないがその時サラリーマンとしてもらっている所得から半減するというの中では、そんな選択肢は出ないというのが当時の判断だったと思う。独り身だったらできたかもしれないが、家族を持っていたらできないかなど。確かに生活できなければ若い人が出ようという気持ちにならないのも理解できる。かといって、今の報酬でも議員をやっている私のような立場の人間も上げる必要があるかといったら、上げる必然性はない。合わすべきだということにもならないと思っている。自ずから若い人だけで報酬を高くできるかと言ったらそれもできないと思うし、するとしたら何らかの役割や位置付けを変えない限りできないのではないかな。実体論でいくと、もう少し議員としての政策立案や勉強をするための研修費用が報酬の中からだけでいいのかという思いはある。議員としての活動のために必要なものという位置付けの研修があり、政務活動費みたいなものが出ていいのではと感じている。

委員長：任期について、4年ではなく10年くらいなら出るが、1期でだめになるのかと考えられるが、私そんなこと考えたことなかったがどうか。

北村委員：今4年だが、例えばこれを倍の8年ということは制度的に可能なのか。

原委員：無理でしょう。例えば総務省の研究会報告の中でも任期を長期にすべきだというのはなかった気がする。衆議院4年、参議院6年だが、少なくとも6年くらいにしたほうがいいのかという人はいるか。(特になし)

原委員：定数割れや議員のなり手不足について兼職が難しいからそういう結果になっていると思うか。

北村委員：兼職禁止条項は確かにある。給与所得者や勤めている企業においてはそういうところが多い。国の法律が変わり、そういうものが緩和され兼職のまま出られるとなれば、若い人もなれる条件はあると思うが、今すぐできるものではないとの認識でいる。

安田委員：会社役員で会社から生活給をもらっていれば、あとは議会に出るだけの時間があれば議会報酬でいいので、それが可能であればもう少し立候補する人が増えるのかなど。総務省の研究会報告によっては違うと思うが、十勝の状況を見ても現に会社の役職を持っている人が出るなどは実際にあると思う。それが1人2人増えてきたら、13名は集まるのかなど。

委員長：資料の④について今時点での考え方を聞いた。話の積み重ねから議員定数・議員報酬の本当の姿を見出していったほうがいいのかとの議長・事務局の助言だが、前段でも言っているように、全議員の了承を得て、町民の了承も得て、来年1月までに変えるとなると期間が限定される。少なくとも議会報告会がある5月の段階には、方向が固まっていないと町民にも説明できないし、1・2か月はすぐ経ってしまう。委員長としては責任を感じ、いろいろ話を聞いている。このままずっと進めても、意見は相当多く出るがまとまらない気もするので、私としては清水町議会議員の2年間の活動履歴を基につくった議員報酬額、議長会の十勝標準、浦幌町議会の分もあるので、これらを参酌しながら額をある程度決めていきたいと考えているが、この辺についてはいかがか。

北村委員：今委員長が言われたことと同じだと思うが、増額する方向でこれまで資料なども集めて議論してきた中で、浦幌町の増額のこととも考え参考にしながら、清水町に相応しい実体論の中で、活動に

見合っただけの議員報酬を上げる方向で額を決めることには賛成したいと思う。

委員長：総務省の「町村議会のあり方に関する研究会」の中で、地方議員の給与関係について出ているが、平成28年において全国の町村の最高額は40万円、最低額が10万円、平均額が213,153円という数字が出ている。皆さんに配付した中ではないが、私が調べた中ではそういう額になっている。トータルでどういう額になるかわからないが、いろいろ考え町民に示せるような額になればいいと考えている。

安田委員：事務局に聞きたいが、議長・副議長・委員長・議員と報酬の差は出せるが、給与所得といったら語弊があるかもしれないが、議員活動以外に生活給がある人との差をつけるなど、議員間で報酬の差をつけることは可能なのか。

佐藤局長：本人の所得を基に議員の報酬を決めていくということか。なかなか難しい。先ほども言ったように、原則的には議員の活動に対する対価ということなので、その辺の議論からなると思う。議員としては同じ仕事をしていても、本人の所得によって報酬額が変わってくるということは、議員活動の対価としての根拠的な部分になるので難しくなると思う。その辺はその町の議会として決めれば不可能なことではないが、非常に理論的には難しい気がする。

委員長：浦幌町議会が議会報告会の中で町民に示したのを新聞報道で見ると、当初231,000円を議会の本来数字として出していたが、町民に示す時にはそれより19,000円落とし212,000円という案を示している。そこから見ても、議員報酬というのは町民のほうに向け、議会も相当努力している面も見せて理解をしてもらうことに尽きるかなという気はしている。いずれうちも数字を出す段階にはそういうかたちになると思う。浦幌町議会もこれだけ頻繁に議会活動をしているので、これが数字の中に現れている。うちの場合も一昨年6月からこの特別委員会を開いており、前回の委員会の際に配付した本町の議員報酬の試算の中には、特別委員会の開催分も含まれている。浦幌町議会が19,000円下げたのはそういう要素もあって下げた分もあるだろうと思う。今後進める中で、今言った方向でいいか。

桜井委員：5月末に議会報告会を清水・御影で予定している。そのくらいまでにある程度のもを出すとこの感覚でいいのか。

委員長：そう。高橋委員、この議題になったら発言できるか。

高橋委員：今日の議題については発言を控える。

委員長：委員皆さんがいろいろ発言をしているが、高橋委員はこの発言について全く意味のないものだという認識でそう言われているのか。

高橋委員：そう。

委員長：そう言われたら、私は委員長として言いようがないので致し方ない話だが。

北村委員：高橋委員の気持ちはわからないわけではないが、議会を構成している議員の中で共通認識を得るための努力は必要だと思う。だから、議論しない、話を聞かないというのは、それこそ議員としてそれでいいのかと思う。

委員長：高橋委員は今まで通りの活動をするのであれば半分で十分、積極的な活動をするなら2倍以上でも足りないと言っている。この辺について議員全員で整合性を持ってそうすべきではないかとは、なかなか私は難しいと思う。額的な面が相当絡んでくるので。議員は皆同じように活動しているので、そんなに大差はないと思っている。このA議員は断トツですごい活動をしているが、B議員はあまり活動をしていないというランク付けはできないと思う。できるというのなら言ってほしいが。

桜井委員：それは4年に1回の選挙でしっかり町民が判断することだと思う。やらないからどうだという問題ではない。選挙があるのだから、有権者がちゃんと見て判断する。そういう感覚でいいと思う。

安田委員：どう考えても桜井委員の言うとおりでそれ以上はないと思う。

佐藤委員：同じ。

北村委員：桜井委員が言われた選挙の時に有権者が判断するという事は、今までもあるしこれからもあると思うが、それだけでいいのかという思いは私自身持っている。例えば、町の話に限らないが、その活動なり業績なりをどう評価するかは選挙だけでなく、例えばオンブズマン的な町民の組織があればその中で判断し、よくやっている・やっていないの評価があってもいいと思う。議会における議員活動についても、頑張っている・いまいちであるという評価が有権者の中で自主的につくられてもおかしくない。それは選挙の時に十分な判断材料・資料になると思う。

委員長：休憩する。

【休憩 14:05】

【再開 14:16】

委員長 :再開する。前段の議員定数・議員報酬の分の議論については終えて、議員報酬と関連する期末手当について協議を行う。資料を配付する。

(議員報酬、期末手当及び非常弁償条例の条文の資料と議会議員報酬・期末手当の条例改正経過の資料を配付)

委員長 :議員報酬については、議員の就任時退任時の際には、今まで日割計算で示した額を支給することになっている。亡くなった時は別。職務の異動の際に増額の場合は日割計算した額を支給し、減額の場合は従前の月額のままとなっているため、これを減額の際も日割計算した額の支給へと今後改正する必要があるかについて協議をしたい。このように改正するというのでいいか。

(いいの声あり)

委員長 :次に、議員報酬と関連する議員の期末手当について、現在の年間月数が4.45月(6月が1.4月、12月が3.05月)となっており、人事院勧告に準じた特別職の期末手当の月数4.40月と相違しているため、今後根拠のある月数になるよう取り扱いを協議する。議員それぞれの年収がこの分が多いために若干増えていることがあり、今後はこの分について根拠のある月数になるように取り扱いをすることについていかがか。0.05月減るとなると大きい。事務局に尋ねるが、現行のまま放置しておくとうなるのか。

佐藤局長 :元々うちの議会議員の期末手当も人事院勧告に準じて支給月数を職員と同じように毎年移動させていた。途中で報酬月額を独自削減した時に、たまたま人事院勧告で支給月数がマイナスになっていった。報酬月額を独自削減した部分もあり、人事院勧告で支給月数が下がった時にずっとそのままにしていた経過がある。報酬月額もある程度元の分に回復していくのであれば、期末手当の支給月数も人事院勧告に準じた元のかたちにしてはどうかという話。

委員長 :去年あたりも出されたものか。

佐藤局長 :今まで毎年協議をしていて、人事院勧告と相違はあったが、議会として4.45月でずっとそのままと決定してきた。

委員長 :そのままにしても構わないということか。

佐藤局長 :そのままでも構わないが、ただ、4.45月というのは何の数字かと言われた時に根拠の数字のない数字である。

委員長 :清水町独自の数字。それは通用しないということか。

佐藤局長 :説明がつけばいいと思うが。

委員長 :減らすというのはなかなか抵抗を感じる。

加来議長 :この件に関しては、私が議長になってからずっと変えないできている。事務局から説明があったとおり、前からそういう方法を取ってきた。人事院勧告があった時に議会運営委員会で協議してもらい、全員協議会で皆さんに意見をもらったうえで了承をいただくことで今まではしてきている。

委員長 :皆さんから意見をいただきたい。

北村委員 :平成17年には上げたのか。

加来議長 :期末手当は人事院勧告の部分。議員報酬は左欄にあるように、全て独自削減を行革に合わせてしている。期末手当だけが人事院勧告で4.45月になった時点から、毎回人事院勧告が出ても議会運営委員会で協議をして全員協議会で説明した中でずっとこの数字できている。

委員長 :議会運営委員会で協議して従前どおりいくことも可能か。

佐藤局長 :これを協議に出したのは、今までの経過としては、4.45月ずっと同じというのはあくまでも独自削減をしたからという理由。独自削減をした経過があるから報酬を下げ、期末手当はずっと4.45月のまま維持してきた。独自削減の部分がある程度復活するのであれば、期末手当部分も根拠のある数字である人事院勧告に準じたほうがいいのではないかということ。今後人事院勧告で上がるかわかるかわからないが、そこを以前と同じように根拠のある数字にしてはどうかということ。

加来議長 :事務局が説明しているのは、これから議員報酬をどうしていくかずっと協議していて、もし報酬が上がるならば、期末手当もリンクして協議しなければいけないのではないかということ。今これを先にどうするということとはしないでいい。

委員長 :人事院勧告が出た段階でどうなるかわからないということで、理解してほしい。

佐藤局長：報酬と一緒に議論していこうということ。人事院勧告は秋なので、清水町議会としての報酬を議論する時にここも一緒に議論したらどうか。

委員長：報酬の議論をするときに一緒に議論をする。

北村委員：平成14年まである特別加算というのはどういう理由でついていたのかわかるか。

佐藤局長：特別加算というのは、職員という役職加算。給料表の級によって5%加算、10%加算、15%加算と3段階に分かれている。常勤特別職も15%の加算。議会議員も元々15%加算というのがあった。

北村委員：全員に加算か。

佐藤局長：そう。それを行革で削減した時に最初は凍結していたが、そのあとは条項を廃止した。結構管内的な流れだった。

委員長：その他について何かあるか。
(なしとの声あり)

委員長：なければ次回の日程だが、都合が悪い日以外を事務局と協議して決めていいか。

安田委員：3月の総務省の研究会の報告はいつ出るのか。

委員長：わからない。

安田委員：出たからどうのということはないのか。

委員長：私はないと思う。3月に出るのは間違いない。

安田委員：今日の議題では内容的に高橋委員が参加しないということだから、この次はどうするのか。

委員長：今日に限っては、私が問題提起したことについて異論があり意見を言わなかったに過ぎないので、これから先は従前どおりと判断しているが、高橋委員そうか。

高橋委員：今日の内容を繰り返すのであれば私は同じだが、違う議題になるのであればよい。

委員長：議員報酬の関連については、今日と同じ議題ということでだめということか。

高橋委員：そういうことではない。

加来議長：今日配付した、資料に書いてある議会の使命などの内容についてのこと。

委員長：議会の使命などこの資料に書いてあることはもう議題にしない。これは委員長を含め何とかならないかと、委員の皆さんの意見を聞きたいということで出したものであり、他意はないので理解をしていただければと思う。
今日の特別委員会を閉じる。